

第1部 「羽曳野市子ども読書活動推進計画」第1次～第2次計画の成果と課題

第1章 計画策定の背景

1 これまでの取り組みと策定の趣旨

本市教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」および「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として、「羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成19年3月に、「第2次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成26年1月に策定しました。前計画の策定から5年が経過し、これまでの取り組みや子どもを取り巻く環境の変化等も踏まえ、第3次計画を策定しようとするものです。

2 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）しかし近年、テレビ、ゲーム、インターネット等、子どもを取り巻く環境の変化により、全国的に子どもの読書離れの傾向が進む状況の中で、子どもが自ら課題を見つけ、考え、解決する力や表現力の低下、それにともなう学力の低下が懸念されています。

読書の習慣は自然に身につくものではなく、子どものころからいつも身近に本がある環境を整え、周囲の大人が読書の楽しさを伝えていくことが大切です。そのためには、家庭、地域、学校・園、行政などが協力しあい、子どもの読書環境の整備を進めていく必要があります。

3 第2次計画策定後の国、大阪府の動き

国では、平成30年に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）」が策定され、

- (1) 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
- (2) 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実
- (3) 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

の3点が計画改正の主なポイントとして挙げられました。

また大阪府では、平成28年に「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」が策定され、

- (1) 社会全体による効果的な取組を進めます。
- (2) 子どもが読書に親しむための機会の提供、読書環境の整備、人材の育成を進めます。
- (3) 子どもの読書活動推進にかかる社会機運の醸成を図ります。

という3つの基本方針が示されました。

第2章 第2次計画期間中における取り組みと課題

1 子どもが読書に親しむための環境整備

① 家庭での読書活動の推進

市立図書館では、乳幼児を持つ保護者への働きかけとして、第1次計画期間中に引き続き、保

健センターでの4か月健診時に啓発チラシ、赤ちゃん絵本のリスト、図書館の利用申込書等の配布を行ないました。

また、おはなし会をはじめとする子どものための諸行事、保護者向けの事業を通じて、本の楽しさを知ってもらい、子どもの読書についての関心と理解を深めるよう働きかけました。

学校では、家庭での読書活動を「家読（うちどく）」と位置づけ、「家読カード」、やブックリストの配布などを通じて、家庭での読書を促す活動を行いました。

② 地域での読書活動の推進

子ども文庫では、地域のお母さんたちが、家庭の一室や集会所などを利用して、長いところでは30年以上にわたり、図書の貸出や絵本の読み聞かせなどを行っています。公共の場である図書館よりもより身近で家庭的な雰囲気の中で、本に親しむことのできる場所として、地域の子もたちと保護者にとって大切な存在となっています。

本市では、これらの子ども文庫に対し、市立図書館を通じて新刊図書の長期貸出を毎年行い、連絡会や学習会の会場を提供するなど、その活動を支援しています。平成30年度末での貸出冊数は計11,442冊となっています。

第1次計画策定当時、8か所あった子ども文庫は、現在では6か所となりました。代表者の高齢化が進んでおり、また一部の文庫では活動場所の確保が難しくなっています。今後、この活動を次世代にどう受け継いでいくかが課題となっています。

子ども文庫の代表者などによる「羽曳野市子ども文庫連絡会」では、市立図書館との共催により毎年読書講演会や講座などを実施し、子どものための読書活動を行っています。

市立図書館協力団体の「おはなしの森」と、「おはなしボランティアグループはびきの」は、小学校や幼稚園、保育園、その他の公共施設などで活発におはなし会を行い、子どもたちへの読書の導入に大きな役割を果たしています。

子育て支援センターふるいち（古市複合館）・子育て支援センターむかいのでは、「おはなしの広場」、白鳥児童館では「絵本のへや」として、毎月パネルシアターや絵本の読み聞かせなどが実施され、成果をあげています。また、子育てサークルや子育てサロンなどでも、絵本や紙芝居などが活発に利用されています。

青少年児童センターでは、図書室での閲覧・貸出のほか、絵本作家による講演会や、親子向けの絵本講座を実施しました。

市内14か所の留守家庭児童会では、平均して360冊ほどの蔵書を持ち、市立図書館の団体貸出も日常的に利用されており、絵本の読み聞かせや紙芝居が活発に行われています。

市内の書店では、子どもと本をつなぐ試みとして、「本の帯コンクール」や「読書ノート」などのイベントが実施されています。また一部の書店では、独自におはなし会や作家のサイン会などが行われています。

③ 図書館での読書活動の推進

市立図書館は、子どもの読書活動推進の中心的役割を担う施設です。本市には、6館の市立図書館とブックステーションはびきのコロセアムがあり、オンラインでつながっています。「貸出

サービス」「児童サービス」「全域サービス」を3つの基本方針とし（注1）、市民の暮らしの中での図書館を目指して、さまざまな図書館活動を行っています。

図書館では、まず読書活動の基本となる子どもの本の充実に努めました。平成19年度に165,998冊だった児童書は、平成30年度末には195,244冊となり、図書資料における児童書の割合は36.5%となっています。厳しい財政状況の中、また消耗が激しく耐用年数の短い児童書を充実させるにあたっては、府の「大阪府地域福祉・子育て支援交付金」を活用し、資料の充実を図ってきました。しかしながら、平成30年度末の0歳から18歳までの子どもの利用登録率は54.8%、児童書の貸出冊数は296,887冊と、減少傾向にあります。

図書館では、計画策定以前から、学校図書館との連携に力を入れ、週2回、年間80回の学校・公共図書館連絡車の巡回に加えて、学級文庫への貸出などにより、学校への団体貸出は平成30年度には29,861冊と増加しました。また学校からのレファレンス、調べ学習用セット資料の貸出などの支援を行っています。

一方、学校へのサービスに遅れがちだった、留守家庭児童会や幼稚園・保育園への団体貸出を強化するため、平成22年度から、図書館で選定した50冊～100冊程度の児童書を直接配達し、1学期間程度の長期貸出する「セット貸出」（後に、調べ学習セット資料と区別するため、「たけのこくんブックボックス」と改称）を継続して実施しました。平成30年度は、小・中学校の貸出分も含めて75団体、11,854冊の利用がありました。中でも留守家庭児童会への貸出は、担当課の配送や回収の協力を得て、市内14か所の児童会すべてに定期的な貸出を行うことができました。

子どもたちが図書館へ来るきっかけ作りとして、おはなし会をはじめ、手づくり遊び、七夕まつり、クリスマス会などの定例行事、「ビンゴゲーム」「図書館クエスト」「読書月間スタンプラリー」などの事業を積極的に行いました。また、中学校の体験学習や「夏休み子ども一日図書館員」などを通じて、図書館のしくみを理解してもらい、利用の促進を図りました。

平成23年からは、中学生以上を対象に、インターネットを通じて資料の予約と延長ができるサービスを開始し、部活動や受験勉強などで時間の制約が多いヤングアダルト層の利便性を高めました。また、平成24年7月から、大阪市・東大阪市・八尾市・柏原市・藤井寺市・松原市・富田林市・大阪狭山市・河内長野市との10市で始まった図書館の相互利用（広域貸出サービス）は、平成年7月に太子町、平成29年12月に河南町・千早赤阪村を加えた13市町村に広がり、子育て世代を中心に、平成30年度は延べ登録者6,499人、貸出冊数129,176冊（うち児童書59,434冊）の利用がありました。

④ 学校・園での読書活動の推進

市内には公立小学校14校（義務教育学校前期課程1校を含む）、中学校6校（同後期課程1校を含む）があります。小学校では、平成30年に全校に市費による学校司書の配置が完了しました。また、12学級以上の学校には司書教諭が発令されています。中学校では2校に配置された学校司書が3年ごとに異動して、各校の図書館を順次整備してきました。これが一巡した現在では、1校にのみ学校司書を置き、その他の中学校には校区内の小学校の司書が定期的に巡回し、図書館活動の支援を行っています。

市内の全ての学校図書館はオンラインで結ばれ、資料の一元管理ができるようになっていきます。調べ学習などでさまざまな資料が必要なときは、学校・公共図書館連絡車などを通じ、他校の資料も集めて活用する体制づくりができています。

各校の学校司書は毎月1～2回「学校司書会」を開き、子どもの本の書評作りや作家研究、図書館の利用指導案の作成、情報交換、各種の研修などを行い、協力しあって「図書館を使った学習」が円滑に行われるように努めています。また、教職員向けの『学校図書館ニュース』を定期発行し、情報の発信を行なっています。

各小学校では、「朝の一斉読書」が実施され、子どもたちの読書習慣づくりが行われています。

市教委では、平成23年度から「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、市内の公立小・中学校全校から参加があり、学校図書館や市立図書館の資料を活用した「調べる学習」が活発に行われています。

2 家庭、地域、学校・園、図書館の連携

子ども読書活動を行うにあたっては、家庭、地域、学校・園、図書館が互いに連携し、協力しあって事業を行ってきました。例えば、羽曳野市子ども文庫連絡会では、子どもたちに読み継がれていってほしい本を選び、毎月1冊ずつ図書館だよりで紹介しており、これまでに上げた本は100冊を越えました。中央図書館では、これらの本を集めた「よんでみませんか？」コーナーを作り、展示・貸出を行っています。

また、小学校や幼稚園では、おはなしグループをはじめ、地域のボランティアや保護者によるおはなし会や読み聞かせを随時行い、図書館では依頼があればボランティアと学校・園の橋渡しをするとともに、職員も幼稚園に出向いて活動しています。

学校と図書館は、前述したように、団体貸出やレファレンス、読書月間の協力開催などを通じて密接に連携を取り合っています。

3 啓発・広報活動

市では、保護者・教職員向けの講座や講演会、健診でのチラシの配布などを通じ、また市広報、図書館だより、ホームページなどを通じて、子どもの読書活動について市民の理解と協力を得られるよう、啓発と広報活動を行ってきました。

4 第3次計画へ向けて

第3次計画を策定するにあたり、第1次計画と同様に、市内の関係機関・団体にアンケート調査を行いました。幼稚園・保育園、小・中・高等学校、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設のほか、今回の調査では子ども文庫、支援学校、民間の施設も対象とし、たくさんの貴重なご意見・提言をいただきました。

第2次計画を進める中で上がってきた以下の課題に加えて、計画策定のための基礎資料とさせていただきます。

① 資料の充実

市の厳しい財政状況のもと、資料費の減少傾向にある中で、図書館では子どもの本の充実に努め、特に利用の多い絵本・読み物や、調べ学習のための資料の収集に力を入れてきました。一方、消耗の激しい実用書や、ヤングアダルト向けの資料などに、不足が目立っています。また、長く読み継がれてきた基本図書や、内容の変化の著しい分野の定期的な買い替えを進める必要があります。

小・中学校では、読書センター、学習情報センター（注 2）としての役割を果たすために必要な資料が不足しており、一層の資料の充実が必要です。

② 子ども読書推進のための専門職員の配置と資質の向上

市内の小学校では全校に、中学校では 1 校に専任の学校司書が配置されていますが、専任の職員がいない中学校では、学校図書館の活用と市立図書館との連携を推進していく必要があります。市立図書館の職員および学校司書の専門職員としての資質向上のため、内外での研修を継続的に実施する必要があります。

③ 乳幼児を持つ保護者への働きかけ

子育て世代の中でも、乳幼児を持つ保護者への働きかけは特に重要です。保健センターや子育て支援センターなどの事業を通じ、一層の啓発を進める必要があります。

④ 中・高校生の読書離れ

中学生、高校生の読書離れが進む中で、市立図書館の統計を見ても、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて利用が少なくなる傾向が顕著になっています。これらのヤングアダルト層にとって魅力ある図書館づくりと、夏休み・冬休みなどの機会をとらえ、図書館に足を運んでもらうきっかけづくりが必要です。さらに学校での読書推進を図る方策が必要となります。

⑤ 連携の強化と情報発信

図書館、学校・園、関係機関、地域がより連携を深め、強力なネットワークを築いていくとともに、ホームページや広報などを活用した情報発信が求められます。

⑥ 活動を支えるボランティアの育成と支援

子どもの読書活動には、市民の協力が欠かせません。地域を支えるボランティアの育成と支援を充実・強化する必要があります。

第2部 第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の理念と目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」および「子供の読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として策定するものです。

また、この計画は、「羽曳野市子ども読書活動推進計画（第1次・第2次）」を継承・発展させる形で、「羽曳野市総合基本計画」、「羽曳野市次世代育成支援行動計画～はびきのこども夢プラン～」などの諸計画との整合性を図りながら進めるものとします。

2 基本目標

この目的を実現するために、以下の基本目標を定めます。

- ① 子どもが読書に親しむための環境を整備します。
- ② 家庭、地域、学校・園、行政が連携し、市全体として取り組みを推進します。
- ③ 子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を行います。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間とします。

4 計画の対象

この計画でいう「子ども」とは、0歳から18歳までを指します。また、本計画は、子どもに加えて、子ども読書活動に関わる全ての人を対象とします。

5 重点事業

この計画の中で重点的に取り組む事業は以下のとおりとします。

- ① 市立図書館の子ども向け図書・資料の充実
- ② 市立図書館における中・高校生の利用の促進
- ③ 団体貸出の推進
- ④ 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援
- ⑤ 学校・園の資料の充実
- ⑥ 子ども読書に関わる体制の充実と職員の専門性の向上
- ⑦ 市立図書館と学校との連携の強化
- ⑧ 関係機関の連携の輪づくり

第2章 子ども読書活動推進のための取り組み

1 家庭での読書活動の推進

- 保健センター、子育て支援センターなどで市が主催する妊娠期・乳幼児期・学童期の講座や学級などを通じ、家庭での読書や読み聞かせの意義について保護者への啓発活動を行います。
- 図書館や子ども文庫の利用を推進するため、市広報、図書館だより、ホームページ、はびきの子育てネットなどを通じた広報活動や、子どもの年齢にあわせた行事、保護者向けの啓発事業を行います。
- 子どもの本のリサイクル市、本の修理講習会を実施し、図書を大切にすることの意識の向上と、図書の有効活用を図ります。

2 地域での読書活動の推進

- 子育て支援センター・青少年児童センター・白鳥児童館などの、子どもに関わる公共施設の図書の充実に引き続き努めます。
- 各施設での、絵本の読み聞かせ講座、おはなし会、講演会などの行事の充実に努めます。
- 留守家庭児童会や市の公共施設に、図書館から定期的な配本を継続して行い、団体貸出の利用を促進します。
- 留守家庭児童会では、指導員研修を行うなど、日常的な読み聞かせやおはなし会が実施できるよう環境を整えます。
- 子ども文庫への図書の貸出、活動場所の提供などの支援を継続し、その充実に努めます。
- 地域で行われている読書活動の情報を収集し、その発展のための支援を行います。

3 図書館での読書活動の推進

- 市立図書館の子ども向け図書・資料を充実させます。（重点事業 ①）
 - ・子ども向け資料に適切な予算を配分し、乳幼児から高校生まで、幅広い年齢と発達段階に応じた資料を積極的に収集します。
 - ・消耗の激しい図書、図書館資料の核となるべき基本的な図書の買い替えを計画的に行ない、蔵書の新鮮さを保ちます。
- 読書離れが目立つ中・高校生の利用を促進します。（重点事業 ②）
 - ・学校司書と協力し、おすすめ本のブックリストやPOPなどの製作、調べ学習や読書感想文コンクールなどの機会も活用して、図書館を利用するきっかけ作りを行います。
 - ・中・高校生の興味・関心にも十分に配慮した選書を行い、YAコーナーをはじめとして、今を生きる10代の子どもたちにとって魅力ある書架づくりを目指します。
- 団体貸出を推進します。（重点事業 ③）
 - ・幼稚園、保育園、留守家庭児童会、学級文庫、支援学校など向けに選定したセット（たけのこくんブックボックス）を引き続き定期的に貸出します。
 - ・現在利用のない学校や関係機関に団体貸出のPRを行い、利用を促進します。
- 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援を行います。（重点事業 ④）
 - ・おはなしボランティアなどの育成とスキルアップのための講座を定期的に行います。
 - ・子ども読書のためのさまざまなボランティア活動に対し、活動の場を提供し、支援を行います。
- 子どもが楽しく読書できるスペースの整備に努めます。

- 情報提供や蔵書検索、資料予約などのインターネットを活用したサービスを充実します。また、図書館ホームページに「子ども読書活動推進のページ」を設け、読書への関心を高めるきっかけ作りとします。
- 子どもの年齢層に応じた行事を充実させます。また「子ども一日図書館員」、「職業体験学習」などを通して、子どもが図書館の魅力を発見できるようにします。
- 障がいをもつ子どもに、さわる絵本や点字本、録音図書など、障がいの状態に応じた資料の提供に努めます。また、外国語を母語とする子どものニーズに応じた資料の提供に努めます。
- おはなし・読み聞かせ入門講座などの保護者向けの講座を充実します。
- 職員の児童サービスの研修を実施し、資質の向上に努めます。また、大阪府立図書館などが実施している児童サービス研修への参加を積極的に行います。
- 図書館サービスの空白地域の解消に努めます。
- 大阪府立中央図書館や大阪国際児童文学館から情報や資料提供などの協力を得、府内の各公共図書館とも協力しあって、読書活動の推進を図ります。

4 学校・園での読書活動の推進

- 学校・園の資料充実を図ります。(重点事業 ⑤)
 - ・ 幼稚園、保育園では、日常的な読み聞かせ活動を推進するため、絵本を中心にした蔵書の充実を引き続き図ります。
 - ・ 小・中学校では、資料の収集と廃棄を適切に行い、読書センター、学習情報センターの役割を果たせるよう、各分野の蔵書の充実を図ります。また、学級文庫、保護者文庫の設置を進めます。
- 小・中学校の学校図書館がより魅力的な場所となるよう、くつろげるコーナー作りや読書・調べ学習にふさわしい環境の整備に努めます。
- 中学生による職業体験学習や、学校・園などとの交流活動でも、積極的な読書活動に取り組みます。
- 「朝の全校一斉読書」をはじめ、小・中学校における読書活動を一層推進します。
- 保育園や幼稚園でボランティアや保護者による「おはなし会」を開催するなど、幼児期の読書活動の充実努めます。
- 小・中学校司書教諭の全校発令に向けた調査研究を行ないます。また、教職員などの資質向上のため、読書活動に関する研修を行うとともに、他自治体などで実施される研修への積極的な参加をすすめます。
- 小・中学校において、学校図書館を活用した調べ学習に積極的に取り組めるよう、「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を継続して実施します。

第3章 計画の進め方

1 推進体制の整備

- ① 「子どもの読書活動推進委員会」において、毎年、計画の進捗状況を検証します。
- ② 子どもの読書活動推進に必要な体制の充実に努め、研修を実施し、各施策を進めることができ

る職員を育成します。(重点事業 ⑥)

③ 関係機関や子ども文庫、市民団体との交流の場を設け、協力体制を整えます。

④ これらの施策を実現するため、必要な財政措置に努めます。

2 関係機関の連携

① 市立図書館と学校との連携を強化します。(重点事業 ⑦)

・市立図書館は、小・中学校との連携を一層強め、学校教育への支援を行います。そのため、公共図書館－学校連絡車による配送システム、レファレンスをより充実させ、「学校図書館支援センター」としての役割を果たすよう努めます。

・図書館、学校が連携して、「読書月間」などの読書推進行事を継続して実施します。

② 関係機関の連携の輪を広げます。(重点事業 ⑧)

・子ども文庫や市民団体の活動を支援するため、市立図書館の団体貸出の充実や活動場所の提供、交流会などを実施します。

・保健センターと市立図書館、市民団体が協力しあって、乳幼児健診などで、赤ちゃん絵本の紹介、おはなし会、ブックリストや図書館利用申込書の配布を行います。

・保育園、幼稚園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設、市立図書館の連携を一層進めます。

・関係機関と市民が協力しあって、子どもの読書推進のための研修を行います。

第4章 啓発・広報

① 市広報、ホームページなどを通じ、子どもの読書活動に関する情報を提供します。

② 優れた活動を行っている団体・個人を市として表彰・顕彰、または国・大阪府などの表彰対象として推薦し、その活動内容を広く紹介するように努めます。

③ ブックリストの作成・配布などにより、永く読み継がれてきた図書や、優れた図書についての情報を提供します。

④ 「子ども読書の日(4月23日)」「文字・活字文化の日(10月27日)」「読書週間(10月27日～11月9日)」の市民への周知のための取り組みを進めます。

注1 羽曳野市立図書館では、3つの図書館活動の基本方針を定めています。

1 資料貸出を図書館活動の基本とすること

2 児童サービスの充実強化を図ること

3 全市域に図書館サービスの拡充を図ること

これらを、「貸出サービス」「児童サービス」「全域サービス」と呼んでいます。(『平成30年度 図書館業務活動報告書』参照)

注2 読書センター、学習情報センター

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」機能および「学習情報センター」機能の2つの柱を持ち、この2つの機能の発揮を通じて、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待されています。

読書センターとしての学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場となります。

学習情報センターは、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与するものです。(文部科学省「これからの学校図書館の在り方等について」参照)